

別表第3（第4条関係）

補助対象経費等

補 助 対 象 経 費	補 助 率
<p>1 海上輸送及び航空輸送の範囲</p> <p>補助金の交付対象となる輸送の範囲は、屋久島町内に存する港湾、漁港又は空港（その周辺の倉庫を含む。以下「港湾等」という。）と本土の港湾等又は卸売市場との間の海上輸送又は航空輸送及びこれと一体的に行われる荷受け・保管・小運搬、荷揚げ等とする。</p> <p>2 ロ永良部島から屋久島への輸送の取扱い</p> <p>ロ永良部島からの農水産物は、本土への直接の輸送手段を持つ屋久島の卸売業者、製造業者その他の事業者で購入若しくは集約され、又は加工等されて、当該事業者から本土に移出される場合がある。こうしたロ永良部島から屋久島への輸送に要する経費についても、本土への移出の実績が取引書類等により確認できる場合には、交付対象経費に算入することができるものとする。</p> <p>3 戻し航走料等の取扱い</p> <p>自社のトラック又は専用コンテナ等を使用して農水産物を屋久島町から本土に輸送した際に、復路の車両航走料又は輸送費等を負担する必要がある場合には、当該経費を交付対象とすることができる。</p> <p>また、他の事業者に委託して同様の輸送を行う際には、契約等に基づいて往路又は復路の車両航走料等を負担する必要がある場合に限り、当該経費を交付対象とする。</p>	<p>対象経費の8/10以内</p>